

議案第34号

佐倉市建築審査会条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市建築審査会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年2月22日提出

佐倉市長 蕨 和 雄

佐倉市条例第 号

佐倉市建築審査会条例の一部を改正する条例

佐倉市建築審査会条例（平成15年佐倉市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第3条から第5条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の1条を加える。

（委員の任期等）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行うものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。